

### 3 災害時要援護者の支援策の検討

#### 具体的な支援策の検討

この章では、災害時要援護者の避難支援を考える際に、一般に多く見いだされる課題を列挙し、それぞれの課題を解決するための考え得る支援策を例示しています。これらの支援策の例は、主に他の先進的な事例を参考にして記しています。

「2. 現状整理と課題の抽出」で抽出された課題の解決に向けて、以下の支援策の例を参考にしつつ、地域の特性を十分に考慮して、具体的な支援策を検討する必要があります。その際には行政のみならず、地域住民との協働により実施されることが重要です。

#### 3.1 適切なタイミングで避難開始するための支援策

##### (1) 情報収集経路の課題に対する支援策

###### **課題** (i) 情報収集経路の冗長性

- ・各種防災情報の収集が、単独の回線や手段によっているために、災害時に確実な情報収集が確保されていない。

###### **支援策(案)**

###### 1-1. 情報収集機器のバックアップ、非常電源、冗長性の確保

災害時のさまざまな場面での意思決定や対応を実施するにあたって必要となる情報の収集・共有について、各種情報伝達機器のバックアップ(システム、データ等)や、浸水や停電によって機器の機能が低下もしくは停止することがないように非常電源の確保等の対策を行うことが必要です。また災害時の混乱期においては情報通信の輻輳、回線の遮断等の影響が考えられるため、情報伝達機器の冗長性の確保も必要です。

###### **課題** (ii) 必要情報の収集状況

- ・洪水時の災害時要援護者への対応や必要な体制をとるための判断基準となる情報(例えば水位情報や雨量情報等)については、常時最新の情報が確実に収集されていない。
- ・災害時要援護者の支援に係わる部局に確実な情報収集経路・共有手段が確保されていない。
- ・住民からの通報情報の連絡体制が整備されていない。(時間外も含む)
- ・福祉、学校・教育関連部局が管理する施設や同様の民間施設等の情報(被災状況、避難所開設状況等)が庁内で共有できていない。

###### **支援策(案)**

###### 1-2. 災害時の職員への連絡体制の整備、首長・各種代表者へのホットラインの確保

災害時には職員の参集が難しい中、初動時の対応力の確実な確保のために、各種関連部局全般からの情報収集を含めた適切な情報連絡体制(組織体制、情報連絡機器の整備等)を

整備することが必要です。

◆関連する事例⇒

「緊急情報システム」による通報体制を整備(H17 導入)：富山県入善町

### 1-3. 災害時要援護者関連部局への情報共有

災害時要援護者支援に係る関連部局に対して、避難勧告等の判断基準となる情報(気象情報、水位情報等)から被害情報、住民等から通報情報等の最新情報が共有できるような情報伝達機器・経路の整備が必要です。

#### 課題 (iii) 収集順序

- ・重要情報を受信するまでのタイムラグが生じている
- ・FAX等によって送受信が繰り返されている場合は、文字がつぶれて読みづらくなる等の情報収集の障害が懸念される。

#### 支援策(案)

### 1-4. 防災情報の一斉提供(共有)によるタイムラグの解消

関連各部局や各部局の代表者に対して、タイムラグがなく、かつ正確な最新情報が共有できる情報提供機器を整備します。

## (2) 意思決定システムの課題に対する支援策

#### 課題 (i) 所掌事務の偏り

- ・災害時要援護者関連の所掌事務を担当する各課での、各体制下における人員不足、所掌事務の集中等が生じている。
- ・防災部局と教育・福祉部局の連携体制が確立されていない。

#### 支援策(案)

### 1-5. 災害時要援護者への対応を行う人員の確保(体制の見直し)

避難準備情報の発令のタイミングと、その時の職員体制との関係に不具合が生じているような場合には、各体制ごとの職員配置数の見直しを行います。例えば、福祉避難所への連絡等、災害時要援護者の避難等の所掌事務を行う各課の人員を、予め確保しておく等の措置が必要です。

### 1-6. 教育・福祉部局の初動体制への組み込み

災害時要援護者と関わりの深い教育・福祉部局についても、初動時からの体制への組み込みを行い、参集を義務付け、防災部局との連携に備えることが必要です。

**課題** (ii) 災害への対応能力の向上

- ・近年、大規模な災害を経験しておらず、災害への対応能力に低下が見られる。

**支援策(案)**

1-7. 職員の能力向上のための取り組み

研修への参加や講習会の実施など

**課題** (iii) 体制移行時の対応

- ・避難準備情報を発令するような状況下での組織体制が不十分である。(教育・福祉部局が含まれていない等)
- ・災害時要援護者に対する避難所開設時期が曖昧である。

**支援策(案)**

1-8. 災害時要援護者支援班の設置

災害時要援護者の情報に関して、各課の共有状況にバラツキ等が生じている場合は、災害時要援護者支援班を設置し、担当各課内での情報共有を行います。例えば、災害時要援護者支援班は、福祉課長を長とし、福祉担当者、防災担当者、社会福祉協議会等で構成することが考えられます。

**課題** (iv) 避難勧告等の発令

- ・避難情報の発令基準が明確でない場合やあいまいである
- ・避難準備情報の発令基準が設定されていない。
- ・首長不在時の代理権の設定がなされていない

**支援策(案)**

1-9. 役所内における代理権を設定

首長不在時等に、避難準備情報等を発令せざるを得ない事態となる場合もあります。そのような場合に備え、例えば、首長以下、助役、総務課長等の順に代理権を設定します。

1-10. 避難勧告等の発令基準の明確化(避難準備情報の設定)

意思決定の際の判断力も低下する傾向が考えられます。そのような場合に備え、避難準備情報等の発令の基準を明確に位置づけ、自治体の判断としてブレが生じないようにしておくことが必要です。

◆関連する事例⇒

地域防災計画等(風水害・津波)に係る全国調査：集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会 等

### 課題 (v) 各種連携体制

- ・市内の防災部局と教育、福祉関連部局との情報連絡・共有、対応における連携が十分ではない。
- ・災害時要援護者と関連する教育・福祉関連機関や民間組織・民間企業との災害時の連携が図られていない。

### 支援策(案)

#### 1-11. 防災部局と福祉部局、教育部局との連携

平常時に災害時要援護者の該当者との関わりが深い福祉部局・教育部局との災害時の連携体制について明確にすることが必要です。

#### 1-12. 各種災害時要援護者関連機関との連携

市町村内における福祉施設等の避難所としての活用等について協議を行い、連携方策について検討します。

#### 1-13. 民間企業の協力による外国人労働者への避難支援

外国人労働者を多数抱える地域においては、雇用主である企業の協力のもと、災害時の情報提供・避難支援や日本特有の災害事象についての意識啓発活動を実施することが考えられます。そのためは、自治体が、対象企業に対する個別の情報提供手段を確保し、意識啓発資料等を提供することが考えられます。

##### ◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県

障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県

災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会

災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局

#### 1-14. コンビニエンスストアや郵便局等による浸水情報の収集、支援活動の実施

コンビニエンスストアや郵便局といった地域に密着した店舗、サービス等を活用して、災害時の浸水情報を収集したり、分散した集落等における災害時要援護者や支援者に対して情報提供等を行うことが考えられます。

##### ◆関連する事例⇒

ひまわりシステム：鳥取県智頭町 等

### (3) 情報提供手法の課題に対する支援策

### 課題 (i) 直接受信

- ・視覚障害者、聴覚障害者、情報を十分に理解できない個人等への直接的な情報提供手段が確保されていない。

### 支援策(案)

#### 1-15. 災害時要援護者の特性に応じた情報提供手段(携帯電話のメール、防災行政無線の戸別受信機等)の確立

災害時要援護者の日常的な利用が認められ、かつ防災情報の伝達が計画上位置づけられて

いない施設の管理者との間で、避難準備情報等を伝達するための経路（FAX、CATV等）、戸別受信機を配布を確保・設定します。また、災害時要援護者のうち、避難に介助の必要な場合には、携帯電話等を用いて支援者への情報伝達（メール配信）を行う等の対応が考えられます。

◆関連する事例⇒

- 災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県
- 障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県
- 災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会
- 災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局
- 和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル：和歌山県
- 携帯電話のメール機能を活用した災害情報の提供：長野県松本広域消防局
- 防災メール：福岡市消防局 等

#### 1-16. 各種情報収集先のリストの作成・配布

各種情報の入手先に関するリスト（災害時要援護者関連の問い合わせ先も含め）を整理・回覧しておくことが考えられます。

#### 課題 (ii) 間接受信

- ・支援者や施設管理者等への情報提供手段が未整備である。
- ・支援者を介して災害時要援護者に災害状況や避難の必要性を伝える仕組み等はない。

#### 支援策(案)

#### 1-17. 福祉関連機関との連絡手段の確保とその運用の改善

防災系の情報提供設備に限らず、福祉系のネットワーク・設備が確立されている場合には、運用ルールを明確にした上で、積極的に活用していくことが考えられます。例えば、福祉・介護事業者を通じた緊急通報ルートの確保等、福祉課が保有するネットワーク等を用いて避難時期に関する情報等を提供することが考えられます。（例：携帯電話への災害情報メールの発信等）

#### 1-18. 支援者への情報伝達の確保

災害時要援護者の支援者として、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員等に対して通常の避難情報とは別に先行的に各種情報伝達手段によって避難情報等の情報を提供することが考えられます。

#### 課題 (iii) 情報伝達の確実性

- ・停電やライフラインの被災により通常の情報提供手段が機能停止となると、情報提供の手段がなくなる。

#### 支援策(案)

#### 1-19. 情報提供機器のバックアップ、非常電源、冗長性の確保

災害時に災害時要援護者や支援者に対して情報を提供する機器の機能確保のために、

情報伝達機器のバックアップや非常電源の確保、複数の提供機器の確保により冗長性を確保することが必要です。

## 課題

### (iv) 情報内容の問題点

・情報の表現(外国語表示、専門用語の使用等)によって、実際は情報提供が滞っている。

## 支援策(案)

### 1-20. 専門用語を使わない平易かつ緊急度の伝わる表現方法の見直し

専門用語等難解な用語を極力用いず、言葉遣いに留意し、危険性、必要な行動等を明瞭に伝えられる避難準備情報の文例を作成します。

### 1-21. 洪水に係わる水位、雨量、破堤情報等の提供

避難勧告等を発令する前に、避難勧告等の発令基準となる情報やその他災害の危険性を示す情報をリアルタイムで災害時要援護者または、支援者に対して情報提供することで、避難の準備や必要性の認識を促すことが考えられます。ただし、多様な情報提供によりパニックになったりすることも考えられ、提供する情報項目については精査する必要があります。

◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県

災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会 等

### 1-22. 災害に係る各種生活情報の提供

災害時には災害情報の他、生活に関連する情報についてのニーズも高くなります。特に災害時要援護者の場合、健常者と比較して災害時の生活(避難所生活等)における支援が不可欠であるため、それに関連する情報提供が必要となります。

◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県

災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会 等

### 1-23. 多様な言語に対応した情報提供

多数の外国人等観光客の訪れる場所等が存在する場合には、多様な言語による情報伝達が考えられます。

◆関連する事例⇒

要援護者支援マニュアル：神戸市 等

### 1-24. CCTV等を活用した視覚的な情報の提供

避難勧告等の発令前に、災害の危険性を示す情報として、数値情報や文字情報ではなく、CCTV等で収集された視覚情報の提供によって災害時要援護者、または支援者に対して避難の情報や必要性の認識を促すことが考えられます。

### 1-25. 民間情報提供サービスの活用

民間事業者が行う、携帯電話等を活用した気象情報サービスの活用が考えられます(例：ウェザーニューズを活用した携帯電話への局地的な気象情報の提供等)。

## 3.2 避難時の生活環境の確保に対する支援策

### 課題

#### (i) 避難所における施設機能の有無

- ・災害時要援護者の避難所として必要な施設機能が付備されていない
- ・災害時要援護者の避難生活において専門的な支援者、医療設備等が確保されていない。

### 支援策(案)

#### 2-1. 避難所における介護・ケアの充実（広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保等）

避難所に介護関係、医療関係の人員を配置することで、避難所での介護・ケアのサービスを提供します。また、防災士のような避難住民の支援を行う仕組みを整備します。

##### ◆関連する事例⇒

災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局  
災害時要援護者への災害対策推進のための指針：東京都福祉局  
愛知県避難所運営マニュアル：愛知県 等

#### 2-2. 避難所における災害時要援護者対応設備の充実

災害時要援護者が避難所において生活を続ける上で必要な要援護者対応のトイレ、スロープ等の施設の整備を行う。

#### 2-3. 避難所において災害時要援護者向けの相談窓口の設置

普段とは違う環境における生活により災害時要援護者は健常者以上に不自由やストレスを抱えることとなるため、避難所には災害時要援護者独自の問題にも対応できる相談窓口を設置することが望まれます。

##### ◆関連する事例⇒

災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局  
災害時要援護者への災害対策推進のための指針：東京都福祉局  
愛知県避難所運営マニュアル：愛知県 等

### 課題

#### (ii) 単位あたりの避難スペース

- ・災害時要援護者の避難所としては十分なスペースが確保できていない。

### 支援策(案)

#### 2-4. 障害者等の要援護者専用の避難場所設置についての検討を促進

人工透析を必要としたり寝たきりといった方々のために、避難所においても十分なスペースを確保することが必要となります。

##### ◆関連する事例⇒

和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル：和歌山県  
災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局  
災害時要援護者への災害対策推進のための指針：東京都福祉局  
災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会 等

### 3.3 適切な避難行動に係る支援策

#### (1) 避難所までの移動に係る支援策

##### **課題** (i) 支援者や地域住民等の意識啓発や取り組み

- ・災害時要援護者は、独力での避難が困難なことが多いので、何らかの支援者の存在が必要であり、地域のコミュニティの活用なくしては、円滑な避難支援は困難です。

##### **支援策(案)**

#### 3-1. 地域住民等による避難支援の取り組み

地域ぐるみで災害時要援護者に対する情報提供や避難支援(声かけ等の自助・共助の支援)を行うことが必要です。そのためには災害時要援護者の状況を知ることが必要となり、自治体では普段からの交流を促して、緊急時の活動を円滑に進むよう支援することが考えられます。

##### ◆関連する事例⇒

- 高齢者自身による自主避難場所のピックアップ：福岡市春住校区
- 救援システムの作成：御殿場市ボランティア連絡協議会
- ひとり暮らし高齢者登録制度：愛知県豊田市
- 災害ボランティアと市町村との連携：トヨタグループ 災害ボランティアネット
- 民生委員の見守り隊(高齢者等に対するケア組織)との連携を図っている：富山県入善町等

#### 3-2. 災害時要援護者支援を組み込んだ定期的な防災訓練の実施

通常の避難訓練において、災害時要援護者の避難も想定したメニューを組み込むことによって、災害時要援護者への配慮や支援を促すことが必要です。その際、災害時要援護者の防災訓練への自主的・積極的な参加を促すことが考えられます (要援護者が参加しやすい気配り・配慮が必要)。

##### ◆関連する事例⇒

- 災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県
- 障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県
- 災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会
- 災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局
- 災害ボランティアと市町村との連携：トヨタグループ 災害ボランティアネット 等

#### 3-3. 災害時要援護者が係わる防災教育の実現

地域に根付いた防災教育(特に災害時要援護者関連)を実施する必要があります。例えば、大学等の高等教育機関と共同した福祉の視点からの防災カリキュラム実施や、市民大学講座、生涯学習講座等が考えられます。その際、災害時要援護者との関係が薄い住民に対して、課題の所在や支援の必要性について理解頂くことが必要です。

##### ◆関連する事例⇒

- 災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県
- 障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県
- 災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局 等



### 3-4. 学校、生徒を対象とした災害時要援護者支援の体験会等の実施

学生・生徒の災害時要援護者の支援への参加を促すために、学校組織への働きかけを行い、学生・生徒等を対象として、災害時要援護者支援の体験会を開催することが考えられます。また、同様に防災訓練等への参加も働きかけることで、地域全体の取り組みとして意識啓発を進めることが考えられます。

#### ◆関連する事例⇒

救援システムの作成：御殿場市ボランティア連絡協議会 等

### 3-5. 地域住民、民間事業者が協働した避難支援プランの作成(災害時要援護者情報の把握等)

内閣府が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にして、地域住民や民間事業者が協働し、災害時要援護者の避難支援プランをまとめることが考えられます。

#### ◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県

障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県

災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局

民生委員の見守り隊(高齢者等に対するケア組織)との連携を図っている：富山県入善町 等

### 3-6. 避難の介助に必要な防災グッズ等の準備

災害時要援護者や支援者に対して、避難の介助に必要な防災グッズ(大人用おんぶ紐、チェア型担架、リアカー等)を提供することが考えられます。

#### ◆関連する事例⇒

「おんぶ隊」の各自防災組織による整備：東京都荒川区 等

### 課題 (i) 浸水特性の把握

- ・浸水時の流速が速かったり、浸水深が深くなったりする地域があり、安全な避難が難しい。
- ・周囲に比べて土地が低いところでは、避難のタイミングが遅れると、浸水した道路を通って避難しなければならない場合がある。

### 支援策(案)

#### 3-7. 自宅に待機する場合の検討

浸水状況によっては孤立して避難が難しくなったり、避難所が遠方のため避難が難しくなる場合があります。その場合には、自宅での待機も考えられるため、その際の条件や注意事項を事前に地域住民に情報提供する必要があります。

#### 3-8. 災害時要援護者、支援者に対する地域の危険性の認知

災害時要援護者・支援者自らが、洪水発生の仕組み・危険性や避難の判断基準の理解、被災時の対応方法の理解、居住地の被災危険性の認識等を理解しておくことが必要です。民間事業所、ボランティア団体、社会福祉法人等の協力による、分かりやすい表現での情報理解の支援が考えられます(例えば「この地域では1時間に30ミリ以上の雨の場合危険なので、避難すること」等)。

◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県

障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県

災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局 等

3-9. 避難支援に必要な情報の事前提供

災害時要援護者支援において必要な情報として、避難経路上の危険箇所を記載したり、適切な避難場所を設定するために避難所候補を記載した防災危険マップや、災害時要援護者の居住リストを作成し、地域住民等に避難支援に必要な情報(注意点等)、活用できるデータを準備・確保することが考えられます。

3-10. 自主避難を実施するような個別の基準の設定

地形条件等に応じた洪水の特性を踏まえた避難のあり方を地域住民とともに考える必要があります。例えば、避難準備情報発令の前でも、危険が認知された場合に自主的に避難を実施するような独自の取り決めを行っておくことが考えられます。

**課題** (ii) 安全な避難ルート

- ・用水路や、氾濫流の流速が早くなるカルバートが存在する。
- ・浸水すると通行出来なくなる可能性のあるアンダーパスが存在する。
- ・避難所への移動を助ける設備であるスロープのある歩道橋、点字ブロック、音響信号機が整備されていない。

**支援策(案)**

3-11. 避難経路上の危険箇所(段差、用水路等)の解消

避難に際して危険と考えられる段差や冠水箇所等について各種対策を行い、安全な避難経路を確保する必要があります。

**課題** (iii) 避難手段

- ・各災害時要援護者が安全かつ迅速に避難する移動手段が確保されていない。
- ・避難支援において自動車を利用する場合、渋滞が発生したり冠水する等の危険箇所が存在する。

**支援策(案)**

3-12. 自動車を活用した避難

避難所の再配置・新規確保等に伴い、遠方への避難(例：福祉避難所)の必要性が生じた場合には、避難ルート上の浸水深が軽微であることを確認した上で、乗用車を利用した避難も可能とすることが考えられます。ただし、アンダーパス、土砂災害危険箇所、渋滞発生箇所等は極力避ける必要があります。また、人工透析を受けている場合等、避難所の再配置・新規確保に関わらず遠方への避難が必要な場合にも、乗用車を利用した避難を可能とします。

◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県  
障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県  
災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会  
災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局  
和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル：和歌山県 等

### 3-13. 障害等の特性に応じた避難手段の検討

歩行に支障等のある要援護者（例：下肢不自由者）へは、特定の支援者（例：移動の介助）を配置する場合も考えられます。その際、介助のために必要な各種備品等を、予め確認しておく必要があります。

◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県  
障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県  
災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会  
災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局  
和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル：和歌山県  
「おんぶ隊」の各自防災組織による整備：東京都荒川区 等

#### 課題

#### (iv) 災害時要援護者の所在の把握

・災害時要援護者の居住状況、連絡先が把握できておらず、迅速な避難支援が難しい。

#### 支援策(案)

### 3-14. 災害時要援護者に関する名簿の作成・管理

災害時に支援すべき災害時要援護者の所在情報として、名簿を作成し、支援者や対応部局が活用しやすいように情報の管理・更新を行う。また、名簿の作成、更新にあたっては、個人情報取り扱いに十分留意するとともに、所在情報の把握方法（同意方式、手上げ方式等）を決めておく必要があります。

◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県  
障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県  
災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会  
災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局  
和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル：和歌山県  
各種個別の事例：鳥取市、茨城県美野里市、愛知県安城市、愛知県豊田市、神奈川県横須賀市、大阪府藤井寺市、御殿場市ボランティア連絡協議会 等

## (2) 避難所の配置に係る支援策

### 課題 (i) 避難所までの距離

- ・避難所までの避難距離は 2km 以下であるが、災害時要援護者を想定した場合避難が困難な地域がある。

### 支援策(案)

#### 3-15. 浸水想定区域外での避難所設置の検討

水害時の避難所を指定する際には、浸水想定区域図等も活用し、浸水想定区域外での位置検討を行う必要があります。

#### 3-16. 2階以上の施設の確保

位置的な条件等で浸水想定区域内に避難所を指定する場合には、要援護者の避難スペースや要援護者向け設備の導入等については、あらかじめ2階以上等の浸水の危険性のない場所での検討を行う。

### 課題 (ii) 避難所としての代替施設の有無

- ・避難距離が長くなる場合、一時的な避難所として利用できる代替施設はあるが、民間施設であるため、無断使用は難しい。

### 支援策(案)

#### 3-17. 避難所以外の近隣施設(民間施設・民間企業を含む)の利用可能性の検討

避難所が近隣にないような地区においては、一時避難施設としての機能も含めて、市町村が管理していない公的施設、地域の公民館や近隣の民間ビル等を一時待避所として指定することが考えられます。市町村管理外の施設については、管理機関との協議を進め、民間ビル等の活用としてはビル所有者との間に災害時の応援協定締結を促進します。

#### ◆関連する事例⇒

災害時要援護者支援対策マニュアル：徳島県、福岡県

障害者等防災・避難マニュアル策定指針：長野県

災害弱者支援マニュアル：大分県社会福祉協議会

災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針：東京都福祉局等

高齢者自身による自主避難場所のピックアップ：福岡市春住校区 等